



ひので大地



町内のキャベツ畑



日の出町イメージキャラクター 「ひのでちゃん」

おもな記事

- * 会長新年あいさつ ……P2
- * 農地流動化現地研究会への参加 ……P2
- * 認定農業者認定証交付式の実施 ……P3
- * 農地中間管理事業 ……P3
- * 農地パトロールを実施しました ……P4
- * 町内園児大根栽培体験事業 ……P4



農業委員会
会長 野口 隆昭

《新年を迎えて》

新年あけましておめでとうございませう。謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

町民の皆様には、農業行政及び農業委員会活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年を振り返ってみますと、異常気象による猛暑で秋の農作物に影響が生まれました。農業を営む上での課題となっておりますので、暑熱対策に取り組んで参りたいと思っております。

日の出町農業委員会として、遊休農地を防止するため、農地集積化を進めております。

また担い手となる認定農業者はもちろんのこと、農業後継者や新規就農者の経営規模拡大の支援を関係機関と共に行っていく所存でございます。

日の出町産業まつり

10月25日(土)、26日(日)にイオンモール日の出の西側駐車場で産業まつりが開催され、日の出町農業振興委員会による野菜の販売が行われました。

また26日には宝船の宝分けが行われました。



農業振興委員会ブース

宝分け後の販売風景



ひのでマルシェ

11月15日(土)にひので肝要の里で開催されたひのでマルシェで、町内で生産されたトマト、白菜、レタス、ケールなどの野菜の販売が行われました。



現地研究会に参加しました

12月12日(金)に、農地流動化現地研究会が開催され、農業委員2名が参加しました。

青梅市では、新規就農者の圃場、瑞穂町では、新規就農者2名の圃場と共同直売所「フレッシュハウス」を見学しました。

青梅市の風景



瑞穂町の風景



認定農業者認定証交付式

9月8日(月)に日の出町認定農業者認定証交付式が行われました。

町の認定農業者として坂元

崇^{たかし}さん、東京都が認定する広域

認定農業者として門馬^{もんま} 睦^{あつし}さん、

門馬^{もんま} 優子^{ゆうこ}さんが認定されました。

認定農業者とは、意欲的に農業に取り組み、今後5年先の農業経営の目標に向けて、農業経営改善計画を作成し、その計画を町又は都が認定した農業者のことを言い、地域農業の担い手として活躍されています。



左から、東町長、門馬氏、坂元氏、野口会長

農地中間管理事業

農地中間管理事業とは、東京都が指定する農地中間管理機構が農地所有者の方から農地を一旦借り受け、その農地を農業者へと貸し出す制度です。

公的な機関が間に入ることでより安心して農地の貸し借りが出来るようになりました。

東京都では、東京都知事の認可を受けた東京都農業会議が農地中間管理機構に指定されています。

市街化調整区域の農地の貸借は、農地法第3条による許可を除き、農地中間管理事業による手続きとなります。



トラクタのシートベルト

着用義務化

道路運送車両の保安基準改正(令和7年6月17日公布)により、乗用型トラクタで道路を走行する際には、シートベルトの着用が義務化されます。

・義務化はいつから？

令和9年1月1日からです。

・どのトラクタが対象？

令和9年1月1日以降に製造された座席を有するトラクタは大型特殊自動車・小型特殊自動車に限らず対象車となります。

※対象のトラクタには、ボンネット側面に座席ベルト着用義務化を示すステッカーが貼付されます。

・違反した場合は？

シートベルトの着用義務違反として、点数1点が付けられます。

シートベルト着用は、トラクタの死亡事故率低下に有効です！

産業観光課農林振興係
TEL 042(588)4102

農業者物価高騰対策補助金

国際情勢等に伴う肥料価格の高騰に加え、原油価格及び物価の高騰の影響を受けた農業者に対して、補助金を予算の範囲内で交付します。

・交付対象者

町の区域内に住所(法人にあっては、事務所等)を有する者で、1年以上継続して農業を営んでおり、直近の税申告で農産物販売金額がある農業者

・補助金額及び補助割合

補助金額は、直近の確定申告時に申請した、肥料費の40%、飼料費の20%、動力光熱費の20%の合算額とします。ただし、合算額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、30万円を限度とします。

・申請期間

令和8年2月27日(金)まで
申請方法・必要書類・申請期間などにつきましては、産業観光課農林振興係までお問合わせください。

農地パトロールを実施しました

農業委員会では、7月3日（木）と7月4日（金）に各2班体制で町内の農地パトロールを実施しました。

農地法第2条の2には、「農地の所有者等は農地の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならぬ」と明記されています。

農地は限られた大切な生産基盤です。また、農業経営に無関係な駐車場や工作物（自動販売機や広告看板等）の設置は規模の大小にかかわらず認められておりません。

農地所有者のみなさんには、日頃より農地の肥培管理、保全等には十分ご留意いただくようお願いいたします。



農地パトロールの様子

町内園児大根栽培体験事業

今年度も町内の保育園児、幼稚園児を対象に食育の一環として、JAあきがわ日の出支店のご支援をいただき大根栽培体験事業を実施しました。

今年度は、9月10日（水）と11日（木）に種まきを実施、11月13日（木）には収穫を実施しました。

9月の種まきには園児109名、11月の収穫には園児112名が参加しました。11月の収穫は、大きな大根を収穫することができました。

子供たちが畑に来て農業にふれあい、普段自分たちが食べている大根が実際どのようなように作られているのかを体験してもらいました。収穫した大根はそれぞれの園の給食に使われたり、保護者の方に配られたとのことでした。



11月に行った収穫の様子



9月に行った種まきの様子

編集後記

第25期農業委員会がスタートし、約1年半が経ちました。新農業委員会にとっては、農業に関する法律（農地法）を理解するのにはなかなか難しいことであつたと思いますが、農業委員として、これからも町の農業の発展のために活動して行ってもらえればと思います。

【編集委員】

馬場 敏明
関根 進
和田 勝

農地転用などの申請の締切は、毎月10日（土日祝日の場合には、その前日まで）となります。

お問合せ

日の出町農業委員会事務局
（産業観光課農林振興係内）
Tel 042（588）4102